



2020年10月16日

伊賀市議会議長 近森 正利 様

伊賀市議会議員 宮崎 栄樹

文書質問書

伊賀市議会基本条例第9条3号の規定に基づき、下記のとおり文書による質問を提出いたします。

香害について

近年、香水、柔軟仕上げ剤、消臭除菌スプレー、制汗スプレー、芳香剤や合成洗剤などに含まれる香り成分により、化学物質過敏症などの健康被害を発症するいわゆる「香害」が増加し、社会問題化している。香害は頭痛、吐き気、呼吸困難などの症状を発生させ、香害の被害者からは、人の集まるところへ行けないと悲鳴が上がるなど、日常生活に支障をきたす状況であり、事態は深刻である。そのため、全国の自治体での対応も進んでおり、家族や患者でつくる任意団体「CS憩いの仲間」の調べでは、2020年1月時点で105の自治体が化学物質過敏症についてウェブサイトやポスターで周知している。また、環境基本計画の中に化学物質過敏症への理解促進を明示している自治体も散見されるところである。

更には、2017年2月22日第193回国会予算委員会第六分科会では、「化学物質過敏症の方につきましても、それを原因とする心身の機能の障害が生じており、かつ、当該障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあると認められる場合は、障害者差別解消法で定める障害者の対象になり得ると解して」と答弁があったところである。

伊賀市においては、公共施設にて香料自粛のチラシの掲示による啓発を行っており、また、市内小中学校においては、2018年9月11日一般質問にて、「保護者と情報共有しながら取り組んでおり、掲示物で啓発をしている」としつつも、「今後も教員や保護者に周知・啓発を行う」との答弁があったところである。

以上を踏まえ、次の事項について質問する。

- 一 伊賀市は香害について環境や公害という観点からどのような認識であるか示されたい。
- 二 伊賀市における香害に関連した啓発について現在の取り組み状況について示されたい。
また、それらの啓発についての評価及び更なる啓発の必要性について見解を示されたい。

三 現在策定中である環境基本計画に、香害や化学物質過敏症への理解促進について明示する必要性について見解を示されたい。

右質問する。